

第6章

まちづくり基本方針の 実現に向けて



- 1 | まちづくりの基本的な進め方
- 2 | 区民主体のまちづくり
- 3 | 区のまちづくり施策の充実

1 まちづくりの基本的な進め方

(1) まちづくりの主体と責務

区民の価値観やライフスタイルの多様化、また、まちづくりを巡る各種技術が進展するなか、まちづくり基本方針に基づきまちづくり事業を進めていく上で、多様な主体が互いの役割を担い、尊重しつつ協力する協働の取組が必要です。

まちづくり条例*では、まちづくりの基本理念として、まちづくりの主体となる区、区民及び事業者の取組のあり方を定めています。(杉並区まちづくり条例第3条)

- ① 区、区民及び事業者は、協働の理念の下に、それぞれが役割及び責務を担いながら、地域のまちづくりに取り組むものとする。
- ② 区、区民及び事業者は、まちづくりに関する必要な情報を共有し、対話を進め、区民の意思が尊重されるまちづくりに取り組むものとする。
- ③ 区、区民及び事業者は、住宅を中心とした都市としての環境に配慮し、地域の発想を大切にしながらまちづくりに取り組むものとする。

また、各主体の責務をそれぞれ図のように定めています。これらを基礎に、まちづくりの様々な場面に応じて、区・区民及び事業者の責務を明確化し協力関係を構築していきます。

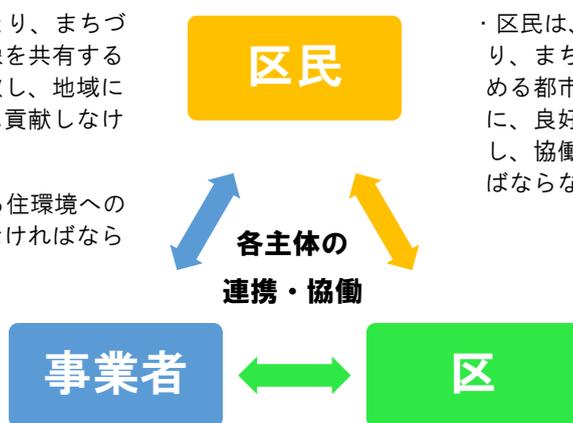
まちづくり条例におけるまちづくりの主体と責務

事業者の責務(条例第6条)

- ①事業者は、基本理念にのっとり、まちづくり基本方針に定める都市像を共有するとともに、周辺の環境に配慮し、地域におけるまちづくりに積極的に貢献しなければならない。
- ②事業者は、区長が別に定める住環境への配慮に関する事項を尊重しなければならない。

区民の責務(条例第5条)

- ・区民は、基本理念にのっとり、まちづくり基本方針に定める都市像を共有するとともに、良好な市街地形成を目指し、協働するよう努めなければならない。



区の責務(条例第4条)

- ①区は、前条に定める基本理念にのっとり、まちづくりについての必要な調査を行うとともに、まちづくりの基本的かつ総合的な計画を策定し、計画的に事業を実施しなければならない。
- ②区は、前項に規定する計画の策定及び事業の実施に当たっては、区民及び事業者(以下「区民等」という。)に対し、まちづくりに関する知識の普及及び情報の提供をするとともに、当該計画の策定及び事業の実施に参画する機会を確保するよう努めなければならない。
- ③区は、区民等が行うまちづくりに対し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) まちづくりの進め方

杉並区のまちづくりは、「基本構想」、まちづくり条例及びまちづくり基本方針を基に、個別の地区ごとの計画・ルールや各種事業によって推進していきます。

まちづくりを進めるに当たっては、住民参加を支える仕組みが重要です。まちづくり条例では、まちづくりを担う住民組織の認定制度や活動支援、住民がつくる「まちづくりルール」の登録制度、「まちづくり構想」の提案制度、地区計画の住民素案の申し出制度などを定めており、地域の特性や多様な地域住民の意見を踏まえ、区民相互及び区民と区の合意形成に基づくまちづくりを進めていきます。

(3) まちづくり基本方針の見直し

まちづくり基本方針は、令和12年度(2030年)を目標年次としていますが、まちづくりの進捗状況や社会経済環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

見直しに当たっては、自治基本条例に定められた手続きを行うとともに、まちづくり条例に基づき、アンケート調査や説明会などの区民参加の場を設け、多くの区民と課題を共有し、議論を深めていくなど、対話を大切にしながら取組を進めます。

(4) ゼロカーボンシティ*の実現に向けた各主体の一層の連携

地球温暖化問題への対応は、超高齢社会の到来に伴う高齢者や子育て世帯が安心して暮らせる環境の整備とともに、今後の大きな課題となっています。そのため、環境に配慮した省エネルギー住宅づくり、再生可能エネルギー*の利用促進、既存住宅の省エネルギーに配慮したリノベーション*の普及、国産木材の利用や緑化の促進などに取り組めます。

また、自動車への過度な依存を改め、公共交通の整備や自転車利用の促進、安全な歩行空間の整備、Ma a S*など新たな技術を活用した交通システムの開発・導入などを進めていきます。

これらの実現には、区民とともに関係する事業者との一層の連携が必要であり、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を関係者と協力しながら推進します。

2 区民主体のまちづくり

(1) まちづくりのきっかけづくり

区は、「まちづくりとはどのようなことか」、「杉並のまちの現状や課題は何か」ということをあらゆる機会を捉えて区民にわかりやすく説明し、問題提起を行い、区民のまちづくりに対する関心を引き起こします。例えば、まちづくりの催しやセミナーの開催、道路や都市計画等のまちづくり情報の提供など、区民の主体的なまちづくり活動のきっかけづくりに取り組めます。

さらに、まちづくりに関するプログラムを学校教育や生涯教育の中に位置づけ、子どもから高齢者まで、誰もがまちに興味を持ち、まちのことを学べる機会を設けます。

そのような機会を通じて、多くの区民に、まちづくりは、専門家や企業集団のみが行うものではなく、自らが日常生活の中で工夫しながら進めることができるという考えを浸透させ、区民が主体的にまちづくりに関わるようになるように取組めます。

(2) 区民が主体的に取り組めるまちづくり

区民がまちづくりに主体的に取り組めるように、計画づくりの段階から、実施段階にいたるまで、ワークショップ(地域に関わる様々な立場の人が参加して、地域社会の課題を解決するために意見を出し合い、まちづくりを進める共同作業)などの区民参画型の事業展開を行っていきます。

(3) 住民の自主的なまちづくり活動への支援

住民発意のまちづくりやNPO*などのまちづくりに関するボランティア活動は、住民主体のまちづくりに重要な役割を果たすものです。そうした動きが発展してまちづくりの活力となるよう、それらの動きを支える制度を充実し、支援します。

また、小規模公園・緑地の地域活動、空きスペースへのベンチ等の設置による憩いの場づくり、空き家の再生・リノベーション*等、特定のテーマを推進する区民や事業者が主体となったまちづくりについても支援していきます。

(4) まちづくりを伝える仕組みづくり

区内には、自分の身近なところから徐々にまちを変えていく個別的、地域的なまちづくりが多くあります。そのまちづくりの成果を、他の地域の人々にも周知し、まちづくりの機運をあらゆる所に波及させていくことが、区全体のレベルを向上していくことにつながります。そのため、さまざまな機会を捉えて、広く区民に個々のまちづくりの成果を知らせるとともに、区内の建築家やデザイナー、関係団体などまちづくりに関わりを持つ人々を対象とした懇談会などを実施し、まちづくりの輪を広げていきます。

また、様々な媒体を活用し、まちづくりに関する情報収集・提供、意見交換等を図っていきます。

(5) 世代を超えたまちづくり

まちづくりは息の長い事業です。世代を超えたまちづくりを行うために、まちづくりを通じた異世代間交流を進め、まちづくりの次の担い手を育てていきます。

(6) 身近なまちのルールづくり

住み心地の良いまちは、法的な規制に頼るだけでは実現できません。まちに暮らす人々が、まちを大切に作る気持ちから、自発的にまちの将来像や暮らしのルールを創り育ててこそ、初めて快適なまちができます。

地域には様々な課題がありますが、隣近所や地域で自発的に話し合っって課題に取り組むことによつて、地域の事情や特性に合ったまちづくりが可能となります。

近隣や身近な地区ごとのまちづくりの計画やルールづくりは、まちづくりの根源でもあり、地域のコミュニティづくりにつながっていくものです。区は、このような身近な地区のルールづくりを支援していきます。

3 区のまちづくり施策の充実

(1) 各種まちづくり手法の活用

まちづくり基本方針が目指す将来都市像の実現に当たっては、都市計画における規制・誘導手法を有効に活用するために、都市計画の決定や見直しを行います。これらを行う際には、適切な時期に情報を提供し、区民の意見を反映しながら進めます。

(2) ハード施策とソフト施策の連動

「学び、働く、集う、憩う」など都市の様々な活動を担う駅周辺を核として、区内それぞれの地域が持つ特性、資源・資産を生かし、地域ごとの魅力が連携し合う都市構造を実現します。

そのため、都市計画などのハード施策と、商店街振興や文化振興、観光などのソフト施策をより一層連動させることにより、区民とともに、地域経済・地域社会の活性化に資するまちづくりを進めます。

(3) 区政経営改革の推進とまちづくり財源の確保

まちづくり基本方針の実現に向けた取組を着実に推進するとともに、新たな行政需要にも将来にわたって迅速・的確に 대응していくため、創造的で効率的な自治体運営を実現する区政経営改革を推進します。

まちづくりの推進に当たっては、長い時間と多額の費用が必要になることから、国や東京都などの制度を最大限に活用して必要な財源の確保に努めます。

(4) 主体的なまちづくりと他機関との連携

区のまちづくりは、既存の地域コミュニティはもとより、区民、企業、行政などの多様なまちづくりの主体との合意形成を図って進めていきます。また、区のまちづくりは、周辺区や東京都等に大きな影響を及ぼすことから、適切に関係行政機関との調整を行います。

(5) NPO*(非営利組織)などとの連携

町会、自治会、商店会、NPO等の多様な地域の関係者との意見交換や情報共有を行いながら、地域合意に基づいたまちづくりを進めます。また、地域主体によるエリアマネジメント*など、まちづくりのルールづくりや公共空間の効果的な利活用等の取組を積極的に支援します。

(6) 区内部の体制づくり連携

ハード・ソフトを一体的に、区民とともに総合的なまちづくりを推進していくためには、その取組にふさわしい区の組織体制づくりとそこに働く職員の育成が不可欠です。総合的なまちづくりには、区内部における総合的、横断的対応が求められます。

関連する多くの職員が精力的に地域に入り、地域の人々と共に考え一緒に汗を流していく実体験を通して、まちづくりのノウハウや地域の人々と意見調整するコーディネイト力など、職員の能力を高めていきます。

(7) 区立施設の再編整備

施設の長寿命化による財政負担の平準化や施設の複合化・多機能化による施設運営の効率化を図るとともに、再編によって生み出された施設、用地を民間活力の導入などにより有効に活用し、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

(8) 新たな技術に基づく次世代型まちづくりへの取組

近年のデジタル技術の進展にともない、まちづくりの分野でも変革の可能性が開けています。ビッグデータ*（人・モノの移動等の状況）、IoT、AIなどの先端技術を活用しながら、地域の課題解決を行い、全ての人々が快適に暮らし働くことができる持続可能な住宅都市の実現に向けた取組を進めます。

交通分野では、MaaS*など次世代技術を活用した新たなモビリティサービス*、電動車の活用によるグリーンスローモビリティ*等の導入に関する研究・試行に、区民や事業者と連携して取組みます。